

## 令和5年色麻町議会定例会 9月会議会議録（第6号）

令和5年9月19日（火曜日）午前10時05分開議

出席議員 13名

1番 大内直子君	2番 佐藤忍君
3番 相原和洋君	4番 白井幸吉君
5番 河野諭君	6番 小川一男君
7番 佐藤貞善君	8番 工藤昭憲君
9番 今野公勇君	10番 天野秀実君
11番 山田康雄君	12番 福田弘君
13番 中山哲君	

欠席議員 なし

欠員なし

会議録署名議員

8番 工藤昭憲君	9番 今野公勇君
----------	----------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徵収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長兼清水保育	今野稔君

所長  
教育長 半田 宏史 君  
社会教育課長兼公民館長 今野 和則 君  
兼農村環境改善センター  
所長  
農業委員会事務局長 山崎 長寿 君  
代表監査委員 早坂 仁一 君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 遠藤 洋 君  
書記 大泉 信也 君

---

議事日程 第6号

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2  | 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について               |
| 日程第3  | 認定第2号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について       |
| 日程第4  | 認定第3号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について       |
| 日程第5  | 認定第4号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について       |
| 日程第6  | 認定第5号 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について        |
| 日程第7  | 認定第6号 令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について           |
| 日程第8  | 認定第7号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について       |
| 日程第9  | 認定第8号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について          |
| 日程第10 | 認定第9号 令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について             |
| 日程第11 | 報告第6号 令和4年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について |
| 日程第12 | 色麻町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について                |
| 日程第13 | 議員の派遣について                                |
- 

本日の会議に付した事件

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第2 | 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について         |
| 日程第3 | 認定第2号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について |

		について
日程第4	認定第3号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第9	認定第8号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第6号	令和4年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12		色麻町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第13		議員の派遣について

---

午前10時05分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において8番工藤昭憲議員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について

- 日程第 3 認定第 2 号 令和 4 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和 4 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和 4 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和 4 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和 4 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和 4 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和 4 年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第 2、認定第 1 号令和 4 年度色麻町一般会計決算認定について、日程第 3、認定第 2 号令和 4 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第 4、認定第 3 号令和 4 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第 5、認定第 4 号令和 4 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第 6、認定第 5 号令和 4 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 7、認定第 6 号令和 4 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第 8、認定第 7 号令和 4 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第 9、認定第 8 号令和 4 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第 10、認定第 9 号令和 4 年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の 9 か件は一括議題とすることとし、議長を除く決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに認定第 1 号から認定第 9 号までの審査を付託いたしました。

そして、特別委員会での審査が終了いたしましたので、決算認定審査の結果報告を決算認定審査全員特別委員会委員長に求めます。白井幸吉委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。4 番白井幸吉委員長。

[決算認定審査全員特別委員長 白井幸吉君 登壇]

○決算認定審査全員特別委員長（白井幸吉君） 決算認定審査全員特別委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

## 1. 付託された事件。

- 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について
- 認定第2号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
- 認定第3号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
- 認定第4号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 認定第5号 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第6号 令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
- 認定第7号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 認定第8号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第9号 令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について

## 2. 審査の期日及び方法。

令和5年9月12日、13日及び14日の3日間にわたり、各種会計決算書、主要施策の成果に関する説明書である町政のあゆみ等で審査を行い、関係法令、条例等に基づき、適正かつ効率的に執行され、事業目的がどの程度達成することができたか、町民の福祉向上にどう貢献したか、今後の行財政運営にどのような改善と工夫が必要なのかなどの視点に立ち、各会計ごとに審査を行いました。

## 3. 審査の状況。

一般会計決算認定では数多くの質疑があり、主なものは財産管理の負担区分、移住・定住のPR、町登録メールシステムの使用状況、町民税等コンビニ収納の状況、高齢者等タクシー利用助成の利用状況、狂犬病予防注射の状況、不法投棄ごみの処理状況、一時保管牧草農地還元業務の状況、エゴマ栽培の状況、橋梁点検業務の結果、結婚支援事業の成果などがありました。

また、特別会計決算認定での質疑では、奨学資金貸付金と介護保険料の未納状況、水道事業の業務状況などがありました。

いずれにおいても、事業目的の達成度と事業運営の改善並びに検討事項など、各委員から熱意ある質疑と執行部の誠意ある答弁が展開され、慎重に審査が行われました。

## 4. 審査の結果。

令和4年度色麻町一般会計決算ほか8会計決算について、全委員一致をもって、全て原案のとおり認定すべきものと決定しました。

## 5. 令和4年度決算に対する附帯意見。

本委員会の附帯意見として、次の2点を望みます。

(1) 決算に当たっては、調書等の確認を怠らず、成果・効果をしっかりと把握し、数字などの計数管理を徹底すること。

（2）法定義務のある業務は、義務者が完遂するまで指導すること。

#### 6. まとめ。

現状では、町財政は比較的安定しているとのことであります、これからも安定した状況を維持するには、財源の安定確保と事業の取捨選択が必須な状況にあります。

そのためには、事務事業点検による効率化・簡素化・合理化と、行政改革をなお一層進め、健全財政を堅持することにより、町民生活の安定と福祉の向上に努力することが町長の責務であると考えます。

今後も町財政の現状を崩さず、町政を進めていただくことを望みまして、令和4年度各種会計決算認定に関する審査の報告といたします。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上で、委員長報告を終わります。大変御苦労さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

#### 日程第2 認定第1号 令和4年度色麻町一般会計決算認定について

○議長（中山 哲君） それでは、日程第2、認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号令和4年度色麻町一般会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第3 認定第2号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第3、認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第4 認定第3号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第4、認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第5 認定第4号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第5、認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第6 認定第5号 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第6、認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第5号を採決いたします。

認定第5号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第7 認定第6号 令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第7、認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第6号を採決いたします。

認定第6号令和4年度色麻町介護保険特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第8 認定第7号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第8、認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第7号を採決いたします。

認定第7号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第9 認定第8号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第9、認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第8号を採決いたします。

認定第8号令和4年度色麻町下水道事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第10 認定第9号 令和4年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第10、認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号令和4年度色麻町水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

#### 日程第11 報告第6号 令和4年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について

○議長（中山 哲君） 日程第11、報告第6号令和4年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 報告第6号令和4年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

議案書95ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率ですが、これら4つの判断比率は標準財政規模に対する割合などとなっております。

標準財政規模は、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一

般財源の規模を示します。標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた金額であり、令和4年度は32億280万5,000円となっております。

次に、各判断比率について御説明いたします。

まず、実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。ここで言う普通会計とは、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計を統合したものとなります。そして、実質赤字比率は、この普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる実質収支額ということになりますが、それが赤字であった場合、その赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものとなります。普通会計の令和4年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計の全てを連結したものが対象となります。連結会計の令和4年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態になりました。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と特別会計への繰出金、また、一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの、さらに債務負担行為のうち公債費に準ずるものなどの合計額、言い換えますと、一般会計の借金の返済額と借金の返済に充てたと認められる特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金の合計額が標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値ということになります。この割合が18%以上になると、地方債の発行が県知事の同意から許可制になり、25%以上になると、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和3年度が10.2%、今回、報告する令和4年度が9.9%になりました。

次に、将来負担比率ですが、普通会計が将来にわたって負担することになる推計額、つまり普通会計が背負う借金ということになりますが、標準財政規模の何年分または何倍に相当するかという指標であります。この指標が350%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和3年度が79.1%、今回、報告する令和4年度が76.3%となりました。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公営事業会計、公営企業会計が対象となり、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計が該当いたします。会計ごとに資金不足額の事業規模に対する割合を算出しますが、その指標が20%以上になりますと、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

令和4年度は、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計とともに剰余金が発生しておりますので、いずれの会計も資金の不足がない状態となりました。

以上、令和4年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、その基礎となる事項を記載した書類と併せて監査委員の審査に付し、その結果、別紙のとおり意見書が提出されましたので、以上の説明をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による報告といたします。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、報告内容の説明を終わります。

次に、本案件については監査委員から審査結果について意見書が提出されており、一般、議員各位のお手元に配付いたしております。

それでは、代表監査委員から意見の概要について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、町長に提出しております財政健全化審査意見書に基づき、審査意見を申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期日。

令和5年7月28日。

審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、ともに赤字が発生していないため、数値の表示はない。実質公債費比率は9.9%、将来負担比率は76.3%となっており、早期健全化基準を下回っている。

（3）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、次ページの色麻町公営企業会計決算に基づく経営健全化審査意見書。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期日。

令和5年7月28日。

審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。

資金不足比率について、不足が発生しないため、数値の表示はない。

（3）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、代表監査委員の審査の結果と意見の報告を終わります。  
大変御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
以上で報告を終わります。

#### 日程第12 色麻町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（中山 哲君） 日程第12、色麻町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、落合洋子さん、早坂とし子さん、浦山利定さん、高橋悦男さん、以上の4名を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました落合洋子さん、早坂とし子さん、浦山利定さん、高橋悦男さん、以上の4名の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長（中山 哲君） 次に、選挙管理委員補充員の指名をいたします。

選挙管理委員補充員には、伊藤洋子さん、早坂和子さん、山田慶樹さん、佐々木善洋さん、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員

の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤洋子さん、早坂和子さん、山田慶樹さん、佐々木善洋さん、以上の4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、ただいま当選されました補充員の補充の順序についてお諮りをいたします。

補充の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位は第1位・伊藤洋子さん、第2位・早坂和子さん、第3位・山田慶樹さん、第4位・佐々木善洋さんと決しました。

### 日程第13 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りをいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更をする場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更をする場合の取扱いは議長に一任されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年色麻町議会定例会9月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。本会議は、この後、明日9月20日から次の会議までを休会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日9月20日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時40分 散会

---

---